

令和6年度大阪府新型インフルエンザ患者入院医療機関
設備整備事業補助金について

大阪府新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金交付要綱に基づき、下記の要領により整備計画の募集を行います。

記

1 補助金の交付を受けられることができる医療機関

「大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱」に基づく入院協力医療機関として登録を行っている医療機関

2 補助対象経費

新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費

※ 新型インフルエンザ対策以外のための設備整備については、今回の募集対象外とします。

4 留意事項（6）をお読みください。

3 補助対象設備

品目	整備予定数
人工呼吸器及び付帯備品	府内で合計 21 台程度
個人防護具（PPE）	府内で合計 5,940 セット程度
簡易陰圧装置	府内で合計 7 台程度

* 整備予定数は目安です。

4 留意事項

- （1）整備計画を提出した全ての医療機関が補助金の交付を受けられるわけではありません。厚生労働省と大阪府が内容の審査を行った上で予算の範囲内、かつ府が定める当該年度における対象物品ごとの整備予定数の範囲内で内示を行います。
- （2）整備計画の募集には、予め入院協力医療機関としての登録が必要です。新規登録及び登録病床数の変更等がある場合は、「大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱」に基づき、手続きをお願いします。
- （3）人工呼吸器については、医療機関が登録する病床数を限度に申請してください。
- （4）簡易陰圧装置については、医療機関が登録する病床を設置する部屋数を限度に申請してください。
- （5）整備計画数が多数の場合は、以下の優先順位により内示を行いますのでご了承ください。
 - ①人口あたりの整備密度が少ない二次医療圏に所在する医療機関
 - ②新規に申請を行う医療機関
 - ③過去に整備した設備の更新が必要な医療機関
(処分制限期間経過後、使用不可となり買い替えるもの)

(6)「个人防护具(PPE)」については新型インフルエンザ対策のために備蓄しておく必要があり、補助金交付後も現物検査を行う場合がございますのでご注意ください。

(参考：交付要綱第6条第1項第1号～第7号)

5 参考－これまでの整備状況

品目	状況
人工呼吸器及び付帯備品	泉州圏域の医療機関において整備は進んでいるが、大阪市、堺市、豊能、三島、南河内圏域の医療機関では、他の圏域に比べ整備数が少ない。
个人防护具(PPE)	全体的に整備は進んでいるが、大阪市、三島、泉州圏域の医療機関では、他の圏域に比べ整備数が少ない。
簡易陰圧装置	堺市、北河内圏域の整備は進んでいるが、大阪市、豊能、三島、中河内、南河内圏域の医療機関においては、他の圏域に比べ整備数が少ない。

6 整備計画書類の提出

本補助金の交付を希望する医療機関は、以下のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①大阪府新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金・整備計画書(指定様式)
- ②整備計画書の概要(指定様式)
- ②-2 个人防护具をセットで購入しない場合、各防護具購入数の算定根拠
- ③整備する補助対象設備のカタログ
- ④整備する補助対象設備の見積書
- ⑤新型インフルエンザ対応マニュアル
- ⑥その他添付書類(必要に応じて)

(2) 提出書類の入手方法

大阪府ホームページ

「大阪府新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/nyuiniryokikan.html>

よりダウンロードしてください。

(3) 提出方法

(1)の①～⑥を作成し、下記電子メールアドレスにご提出をお願いします。

メール件名：(〇〇病院)令和6年度新型インフルエンザ補助金事業の募集について

エクセルファイル名：(〇〇病院)・・・・・・・・

(4) 提出期限

①～⑥：**令和5年12月26日(火)必着**

<提出書類一覧>

提出書類	提出対象	提出期限
①大阪府新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金・整備計画書（指定様式）	全医療機関	令和5年12月26日 (火)
②整備計画書の概要（指定様式）	全医療機関	
②-2 各防護具購入数の算定根拠	個人防護具をセットで購入しない場合	
③整備する補助対象設備のカatalog（写し可）	全医療機関	
④整備する補助対象設備の見積書	全医療機関	
⑤新型インフルエンザ対応マニュアル	全医療機関	
⑥その他添付書類	必要に応じて	

メール宛先：kansenshotaisaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

7 注意事項

- （1）提出期限を超過しての提出は、一切受け付けません。
- （2）整備計画の提出にあたっては、「大阪府新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金申請事務の手引き」を必ずご確認ください。
- （3）本事業に関する整備計画提出以降の担当者間の連絡は基本的に、電子メールにより行いますので、令和6年度においても連絡が取れる電子メールアドレスを必ず記載してください。
- （4）整備計画書においては、実際の購入予定価格（税込）にかかわらず、消費税額における1円未満の端数は切り捨てて取り扱ってください。
（※切り上げ、四捨五入は行わないこと。）
- （5）提出された整備計画書類に基づき、内容を審査の上、内示決定を行いますが、内示日以前の事業執行は、補助対象外となりますのでご留意ください。

《問合せ、提出先》

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 4F

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課 防疫グループ

担当：多賀、関根、古林

電話：06-4397-3238（直通）

メール：kansenshotaisaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp